

「油ヶ淵水質浄化対策フォローアップ委員会」に関する設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「油ヶ淵水質浄化対策フォローアップ委員会」(以下「委員会」という)の組織及び運営について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 委員会は、油ヶ淵水質浄化促進協議会(以下「協議会」という)が油ヶ淵流域でこれまでに実施してきた水環境改善行動計画の実施効果の評価と、更なる水質浄化対策に対する技術的検討について意見を聴くことを目的とする。

(組織)

第 3 条 委員会は、愛知県が委嘱する委員、及び作業部会の構成員からなるオブザーバーで構成する。なお、委員会の必要に応じて委員の追加をすることができる。

- 2 委員会は委員の互選により座長を置く。
- 3 座長は委員会の会務を掌理し、議事を主宰する。
- 4 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員が座長の職務を代行する。

(会議)

第 4 条 委員会は座長が招集する。

- 2 座長が必要と判断した場合は、構成員以外のものを会議に参加させることができる。
- 3 委員会は原則非公開で行うものとし、会議の結果概要について協議会のウェブページで公開するものとする。

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は、愛知県建設局河川課、環境局環境政策部水大気環境課、農業水産局農政部農業経営課に置く。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(附則)

この要綱は平成 29 年 6 月 12 日から施行する。

この要綱は令和元年 12 月 23 日から施行する。